

昭和四十四年政令第二百一十一号

行政機関職員定員令

内閣は、行政機関の職員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条及び第三条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

第一条 行政機関の職員に関する法律（以下「法」という。）第一条第一項の定員は、次の表のとおりとする。

Table with columns: 区分, 定員, 備考. Rows include 内閣, 内閣府, 復興庁, 総務省, 法務省, 外務省, 財務省, 文部科学省, 学省, 厚生労働省, 働省, 農林水産省, 産省, 経済産業省, 業省, 国土交通省, 通省, 環境省, 防衛省, 合計.

2 前項に規定する内閣府の定員のうち、宮内庁及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

Table with columns: 区分, 定員, 備考. Rows include 宮内庁, 公正取引委, 国会, 国家公安委, 個人情報保, 護委員会, カジノ管理, 委員会, 金融庁, 消費者庁.

1 この政令は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。
2 各省の本省及び各外局（総務省にあつては、公害等調整委員会を除く。）別の定員は、前条第一項に規定する当該省の定員（総務省にあつては、同項に規定する総務省の定員から同条第三項に規定する公害等調整委員会の定員を除いた定員とする。）の範囲内において、それぞれ省令で定める。
附則
（施行期日）

Table with columns: 区分, 期間, 定員, 備考. Rows include 内閣府, 総務省, 法務省, 省, 文部科学省, 省, 農林水産省, 省, 国土交通省, 交通省, 省, 金融庁, 消費者庁.

1 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。
附則（平成一三年六月二七日政令第二一六号）抄
（施行期日）
附則（平成一三年一月二二日政令第三九二号）抄
この政令は、公布の日から施行する。
附則（平成一四年四月一日政令第一二六号）抄
（施行期日）
1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の行政機関職員定員令（以下「新令」という。）第一条及び第三条の規定並びに次項から附則第五項までの規定は、平成十四年四月一日から適用する。
附則（平成一五年四月一日政令第一六七号）抄
（施行期日）
1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の行政機関職員定員令（以下「新令」という。）第一条及び第三条の規定並びに次項から附則第五項までの規定は、平成十五年四月一日から適用する。
附則（平成一五年五月二八日政令第二三三号）抄
（施行期日）
1 この政令は、公布の日から施行する。
附則（平成一五年六月二〇日政令第二七三号）抄
（施行期日）
1 この政令は、法の施行の日（平成十五年七月一日）から施行する。
附則（平成一五年六月二五日政令第二七七号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十五年七月一日から施行する。

附則（平成一六年四月一日政令第二五号）抄

1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の行政機関職員定員令（以下「新令」という。）の規定は、平成一六年四月一日から適用する。

附則（平成一七年四月一日政令第一二二号）抄

1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の行政機関職員定員令（以下「新令」という。）の規定は、平成一七年四月一日から適用する。

附則（平成一七年八月一五日政令第二七九号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第五条から第十条までの規定は、平成一七年十月一日から施行する。

附則（平成一八年三月三〇日政令第九二二号）抄

1 この政令は、平成一八年四月一日から施行する。

附則（平成一九年一月四日政令第三三二号）抄

1 この政令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成一九年一月九日）から施行する。

附則（平成一九年四月一日政令第一三二二号）抄

1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の行政機関職員定員令（以下「新令」という。）の規定は、平成一九年四月一日から適用する。

附則（平成二〇年三月三一日政令第九〇号）抄

1 この政令は、平成二〇年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年七月一八日政令第二三三二号）抄

1 この政令は、平成二〇年十月一日から施行する。

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年二月二五日政令第三九四号）抄

1 この政令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成一九年法律第八八号）の施行の日（平成二〇年十二月三十一日）から施行する。

附則（平成二二年三月三一日政令第六七号）抄

1 この政令は、平成二二年四月一日から施行する。

附則（平成二二年六月一日政令第一四四号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年八月一四日政令第二一七号）抄

1 この政令は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行の日（平成二二年九月一日）から施行する。

附則（平成二二年四月一日政令第八四四号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二三年一月一三日政令第一三三三号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二三年三月三一日政令第六三三三号）抄

1 この政令は、平成二三年四月一日から施行する。

附則（平成二四年二月一日政令第二二二二号）抄

1 この政令は、復興庁設置法の施行の日（平成二四年二月十日）から施行する。

1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の行政機関職員定員令（以下「新令」という。）の規定は、平成二四年四月一日から適用する。

附則（平成二四年七月一日政令第一八七号）抄

1 この政令は、内閣府設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二四年七月十一日）から施行する。

附則（平成二四年九月二四日政令第二三五号）抄

1 この政令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二四年九月十九日）から施行する。

附則（平成二五年三月一三日政令第五五五号）抄

1 この政令は、平成二五年四月一日から施行する。

附則（平成二五年三月二九日政令第一〇四号）抄

1 この政令は、平成二五年四月一日から施行する。

附則（平成二五年五月二六日政令第一四四号）抄

1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の行政機関職員定員令（以下「新令」という。）の規定は、平成二五年四月一日から適用する。

附則（平成二五年九月四日政令第二五三三三号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二五年九月二六日政令第二八五五号）抄

1 この政令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律附則第一条に掲げる規定の施行の日（平成二五年十月一日）から施行する。

附則（平成二五年一〇月一七日政令第三〇〇号）抄

1 この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二六年一月一日）から施行する。

附則（平成二五年二月二〇日政令第三四九号）抄

1 この政令は、安全保障会議設置法等の一部を改正する法律附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（平成二六年一月七日）から施行する。

附則（平成二六年二月一三日政令第二六号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二六年二月一九日政令第三九号）抄

1 この政令は、法の施行の日（平成二六年三月一日）から施行する。

附則（平成二六年三月二六日政令第七六号）抄

1 この政令は、平成二六年四月一日から施行する。

附則（平成二六年五月二九日政令第一九五号）抄

1 この政令は、法の施行の日（平成二六年五月三十日）から施行する。

附則（平成二六年七月四日政令第二四九号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二六年一〇月二日政令第三一九号）抄

1 この政令は、平成二六年十月十四日から施行する。

附則（平成二六年一〇月一七日政令第三三七号）抄

1 この政令は、平成二六年十二月十日から施行する。

<p>この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二六年一月二二日政令第四〇一号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、サイバーセキュリティ基本法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成二七年一月九日)から施行する。</p> <p>附 則 (平成二七年一月二五政令第三〇号)</p> <p>この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二七年四月一〇日政令第一七六号) 抄</p> <p>(施行期日等)</p> <p>1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の行政機関職員定員令(以下「新令」という。)第一条並びに次項及び附則第三項の規定は、平成二七年四月一日から適用する。</p> <p>附 則 (平成二七年六月二四日政令第二五六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この政令は、法の施行の日(平成二七年六月二十五日)から施行する。</p> <p>附 則 (平成二七年七月三日政令第二六六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二七年八月二八日政令第三〇八号)</p> <p>この政令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二七年法律第四十七号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二七年九月一日)から施行する。</p> <p>附 則 (平成二七年九月一八日政令第三二八号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この政令は、平成二七年十月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二七年九月一八日政令第三三四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二七年十月一日)から施行する。</p> <p>附 則 (平成二七年二月八日政令第四〇七号)</p> <p>この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二七年二月一八日政令第四二七号) 抄</p>	<p>(施行期日)</p> <p>1 この政令は、平成二八年一月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二七年二月二八日政令第四二八号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二八年三月二二日政令第一〇四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この政令は、平成二八年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二八年九月七日政令第二九一号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二八年九月七日政令第二九二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二八年二月二八日政令第四〇四号)</p> <p>この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二九年三月二二日政令第六六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この政令は、平成二九年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二九年九月一日政令第二二九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成三〇年三月三〇日政令第七五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成三〇年八月三二日政令第二四六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この政令は、平成三十年九月三日から施行する。</p> <p>附 則 (平成三〇年二月二七日政令第三四九号)</p> <p>この政令は、平成三十一年一月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成三一年三月二九日政令第七四号) 抄</p>	<p>(施行期日)</p> <p>1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (令和元年七月二六日政令第六三三号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (令和元年一〇月二四日政令第一三六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この政令は、特定複合観光施設区域整備法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和二年一月七日)から施行する。</p> <p>附 則 (令和元年二月二〇日政令第一七七号)</p> <p>この政令は、令和元年十二月十一日から施行する。ただし、第三条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (令和元年二月二五政令第二〇〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この政令は、令和二年一月一日から施行する。</p> <p>附 則 (令和二年三月三〇日政令第七五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (令和二年五月一三日政令第一六七号)</p> <p>この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (令和二年六月一六日政令第一八九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (令和二年二月二四日政令第三七一号)</p> <p>この政令は、令和三年二月一日から施行する。</p> <p>附 則 (令和三年三月三二日政令第七七号)</p> <p>この政令は、令和三年四月一日から施行する。</p>
--	---	--